

財務会計【第8回】有価証券・棚卸資産

ASBJ から公表された基準一覧

号数	タイトル	公表日	修正日
第1号	「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」	平成18年8月11日	平成25年9月13日
第2号	「1株当たり当期純利益に関する会計基準」	平成18年1月31日	平成25年9月13日
第3号	「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」	平成17年3月16日	廃止
第4号	「役員賞与に関する会計基準」	平成17年11月29日	
第5号	「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」	平成21年3月27日	平成25年9月13日
第6号	「株主資本等変動計算書に関する会計基準」	平成17年12月27日	平成25年9月13日
第7号	「事業分離等に関する会計基準」	平成20年12月26日	平成25年9月13日
第8号	「ストック・オプション等に関する会計基準」	平成17年12月27日	平成25年9月13日
第9号	「棚卸資産の評価に関する会計基準」	平成20年9月26日	
第10号	「金融商品に関する会計基準」	平成20年3月10日	
第11号	「関連当事者の開示に関する会計基準」	平成18年10月17日	平成20年12月26日
第12号	「四半期財務諸表に関する会計基準」	平成21年6月26日	平成24年6月29日
第13号	「リース取引に関する会計基準」	平成19年3月30日	
第14号	「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その2）」	平成19年5月15日	廃止
第15号	「工事契約に関する会計基準」	平成19年12月27日	
第16号	「持分法に関する会計基準」	平成20年12月26日	
第17号	「セグメント情報等の開示に関する会計基準」	平成21年3月27日	平成25年9月13日
第18号	「資産除去債務に関する会計基準」	平成20年3月31日	平成24年5月17日
第19号	「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）」	平成20年7月31日	
第20号	「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」	平成20年11月28日	平成23年3月25日
第21号	「企業結合に関する会計基準」	平成20年12月26日	平成25年9月13日
第22号	「連結財務諸表に関する会計基準」	平成20年12月26日	平成25年9月13日
第23号	「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」	平成20年12月26日	
第24号	「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」	平成21年12月4日	
第25号	「包括利益の表示に関する会計基準」	平成22年6月30日	平成25年9月13日
第26号	「退職給付に関する会計基準」	平成24年5月17日	

財務会計【第8回】有価証券・棚卸資産

企業会計審議会から公表された基準一覧

タイトル	公表日	修正日
企業会計原則	1949 年	最終改正 1982 年
原価計算基準	1962 年	
連結財務諸表原則	1975 年	最終改正 1997 年
外貨建取引等会計処理基準	1979 年	最終改正 1995 年
リース取引に関する会計基準	1993 年	最終改正 2007 年
連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準	1998 年	
中間連結財務諸表等の作成基準	1998 年	
退職給付に係る会計基準	1998 年	最終改正 2007 年
税効果会計に係る会計基準	1998 年	
研究開発費等に係る会計基準	1998 年	
金融商品に関する会計基準	1999 年	最終改正 2006 年
固定資産の減損に係る会計基準	2002 年	
企業結合に係る会計基準	2003 年	

財務会計【第8回】有価証券・棚卸資産

1. 金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号）

急所：有価証券の評価基準

2. 現在の有価証券の評価基準

分類	表示科目	表示区分	期末評価	表示科目 (期末評価)	表示区分 (期末評価)	表示科目 (売却)	表示区分 (売却)
売買目的有価証券	有価証券	流動資産	時価 ※洗替法 or 切放法	有価証券評価益	営業外収益	有価証券売却益	営業外収益
				有価証券評価損	営業外費用	有価証券売却損	営業外費用
満期保有目的債券	満期1年以内：有価証券	流動資産	取得原価 or 償却原価	有価証券利息	営業外収益	投資有価証券売却益	営業外収益 or 特別利益
	満期1年超：投資有価証券	固定資産	※利息法 or 定額法	※償却原価の場合	※償却原価の場合	投資有価証券売却損	営業外費用 or 特別損失
			※減損処理 (強制評価減)	投資有価証券評価損	特別損失		
子会社株式	子会社株式	固定資産	取得原価	評価替えなし		子会社株式売却益	特別利益
						子会社株式売却損	特別損失
			※減損処理 (強制評価減)	子会社株式評価損	特別損失		
関連会社株式	関連会社株式	固定資産	取得原価	評価替えなし		関連会社株式売却益	特別利益
						関連会社株式売却損	特別損失
			※減損処理 (強制評価減)	関連会社株式評価損	特別損失		
その他の有価証券	株式：投資有価証券	固定資産	時価 ※洗替法 ※全部純資	その他の有価証券評価差額金	純資産の部 ※全部純資産直入法	投資有価証券売却益	営業外収益 or 特別利益

財務会計【第8回】有価証券・棚卸資産

			産直入法 or 部分純資産 直入法	※全部純資産直入法			
	社債その他の債券で満期1年以内：有価証券	流動資産		投資有価証券評価損 ※部分純資産直入法	営業外費用 ※部分純資産直入法		
	社債その他の債券で満期1年以内：投資有価証券	固定資産		その他有価証券評価差額金 ※部分純資産直入法	純資産の部 ※部分純資産直入法	投資有価証券売却損	営業外費用 or 特別損失

3. 新会計基準以前

有価証券の評価 → 「企業会計原則第三・五・B」

原則：取得原価、例外：低価基準の任意適用 ※棚卸資産と同様なぜ？

4. 時価評価までの変遷

- 企業会計原則第三・五・B

棚卸資産と同じ評価



- 先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について（平成2年）

注記による時価情報の開示



- 金融商品に係る会計基準・意見書（平成11年）

金融商品の時価評価



- 金融商品に関する会計基準（平成18年）

5. 基本的な考え方

金融商品に関する会計基準 第64項～第66項

64. 金融資産については、一般的には、市場が存在すること等により客観的な価額として時価を把握できるとともに、当該価額により換金・決済等を行うことが可能である。

このような金融資産については、次のように考えられる。

- (1) 金融資産の多様化、価格変動リスクの増大、取引の国際化等の状況の下で、投資者が自己責任に基づいて投資判断を行うために、金融資産の時価評価を導入して企業

の財務活動の実態を適切に財務諸表に反映させ、投資者に対して的確な財務情報を提供することが必要である。

- (2) 金融資産に係る取引の実態を反映させる会計処理は、企業の側においても、取引内容の十分な把握とリスク管理の徹底及び財務活動の成果の的確な把握のために必要である。
- (3) 我が国企業の国際的な事業活動の進展、国際市場での資金調達及び海外投資者の我が国証券市場での投資の活発化という状況の下で、財務諸表等の企業情報は、国際的視点からの同質性や比較可能性が強く求められている。また、デリバティブ取引等の金融取引の国際的レベルでの活性化を促すためにも、金融商品に係る我が国の会計基準の国際的調和化が重要な課題となっている。

※ 国際的調和化とコンバージェンスの違い

65. また、金融資産の時価情報の開示は、時価情報の注記によって満足されるものではない。したがって、客観的な時価の測定可能性が認められないものを除き、時価による自由な換金・決済等が可能な金融資産については、投資情報としても、企業の財務認識としても、さらに、国際的調和化の観点からも、これを時価評価し適切に財務諸表に反映することが必要であると考えられる。

※ 投資情報として、注記では不十分

66. しかし、金融資産の属性及び保有目的に鑑み、実質的に価格変動リスクを認める必要のない場合や直ちに売買・換金を行うことに事業遂行上等の制約がある場合が考えられる。このような保有目的等をまったく考慮せずに時価評価を行うこと、必ずしも、企業の財政状態及び経営成績を適切に財務諸表に反映させることにならないと考えられることから、時価評価を基本としつつ保有目的に応じた処理方法を定めることが適当であると考えられる。

※ 具体的にどうということ？

6. 個別の会計処理規定をみてみよう

15. 時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（以下「
」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。

16. 満期まで所有する意図をもって保有する社債その他の債券（以下「
」という。）は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得原価と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

17. 子会社株式及び関連会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。

18. 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券（以下「 」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は洗い替え方式に基づき、次のいずれかの方法により処理する。

(1) 評価差額の合計を純資産の部に計上する。

(2) 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は純資産の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する。

7. ↑の結論の背景

70. 時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（売買目的有価証券）については、投資者にとっての有用な情報は有価証券の期末時点での時価に求められると考えられる。したがって、時価をもって貸借対照表価額とすることにした。また、売買目的有価証券は売却することについて事業遂行上等の制約がなく、時価の変動にあたる評価差額が企業にとっての財務活動の成果と考えられることから、その評価差額は当期の損益として処理することとした。

71. 企業が満期まで保有することを目的としていると認められる社債その他の債券（満期保有目的の債券）については、時価が算定できるものであっても、満期まで保有することによる約定利息及び元本の受取りを目的としており、満期までの間の金利の変動による価格変動のリスクを認める必要がないことから、原則として、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとした。

73. 子会社株式については、事業投資と同じく時価の変動を財務活動の成果とは捉えられないという考え方に基づき、取得原価をもって貸借対照表価額とすることにした。

74. 関連会社株式については、個別財務諸表において、従来、子会社株式以外の株式と同じく原価法又は低価法が評価基準として採用されてきた。しかし、関連会社株式は、他企業への影響力の行使を目的として保有する株式であることから、子会社株式の場合と同じく事実上の事業投資と同様の会計処理を行うことが適当であり、取得原価をもって貸借対照表価額とすることとした。

75. 子会社株式や関連会社株式といった明確な性格を有する株式以外の有価証券であって、売買目的又は満期保有目的といった保有目的が明確に認められない有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式等から市場動向によっては売却を想定している有価証券まで多様な性格を有しており、一義的にその属性を定めることは困難と考えられる。このような売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式のいずれにも分類できない有価証券（その他有価証券）については、個々の保有目的等に応じてその性格付けをさらに細分化してそれぞれの会計処理を定める方法も考えられる。しかしながら、その多様な性格に鑑み保有目的等を識別・細分化する客観的な基準を設けることが困難であるとともに、保有目的等自体も多義的であり、かつ、

変遷していく面があること等から、売買目的有価証券と子会社株式及び関連会社株式との中間的な性格を有するものとして一括して捉えることが適当である。

76. その他有価証券については、前述の評価基準に関する基本的な考え方にに基づき、時価をもって貸借対照表価額とすることにした。

77. その他有価証券の時価は投資者にとって有用な投資情報であるが、その他有価証券については、事業遂行上等の必要性から直ちに売買・換金を行うことには制約を伴う要素もあり、評価差額を直ちに当期の損益として処理することは適切ではないと考えられる。

78. また、国際的な動向を見ても、その他有価証券に類するものの評価差額については、当期の損益として処理することなく、資産と負債の差額である「純資産の部」に直接計上する方法や包括利益を通じて「純資産の部」に計上する方法が採用されている。

79. これらの点を考慮して、本会計基準においては、原則として、その他有価証券に類するものの評価差額については、当期の損益として処理することなく、税効果を調整の上、純資産の部に記載する考え方を採用した。

80. その他有価証券のうち時価評価を行った者の評価差額は、前述の考え方にに基づき、当期の損益として処理されないことになる。他方、企業会計上、保守主義の観点から、これまで低価法に基づく銘柄別の評価差額の損益計算書への計上が認められてきた。このような考え方を考慮し、時価が取得原価を上回る銘柄の評価差額は純資産の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄の評価差額は損益計算書に計上する方法によることもできることとした。

1. 棚卸資産の評価に関する会計基準（企業会計基準第9号）

低価法の強制

2. 新会計基準以前

原則：原価法

例外：低価法（根拠：保守主義）

→「企業会計原則第三・五・A」※基準 23.

原価法が原則で、低価法が例外の理由

期間損益計算→実現主義

期末時価の変動、将来の販売時点に確定する損益を当期の損益に取り込まない

※基準 35.

取得原価主義の本質→名目上の取得原価

※基準 36.

3. 新基準が設定された背景

原価法と低価法の選択適用 ※比較可能性を確保

国際的な会計基準との調和の観点

※基準 24.

4. 基準のポイント

● 正味売却価額 $\geq$ 取得原価 → 取得原価

● 正味売却価額 $<$ 取得原価 → 正味売却価額 ※差額は当期の費用

※基準 7.

● 売上原価への算入 ※臨時の事象は特別損失

※基準 17.

根拠：基準 62.

5. 正味売却価額

※基準 5.

詳しくは 8.~14.

6. 正味売却価額の採用根拠

従来：取得原価基準の本質「名目上の取得原価で据え置く」

基準：「将来の収益を生み出すという意味においての有用な原価」→回収可能な原価

※基準 36.

他の基準との整合性

※基準 40.

7. 切放し法と洗替え法

どちらでもよい ※基準 14.

洗替え法の根拠（収益性の低下に関連して） ※基準 56.

切放し法の根拠（固定資産の減損に関連して） ※基準 57.